

共済組合と所属所間の健康診査結果等の共有・活用について

〇はじめに

データヘルスの取組みについては、レセプトや健診結果等のデータ分析を活用して、組合員及び被扶養者の健康状態や疾病の傾向を把握し、保健事業の実行性が高まる計画内容となるよう努めなければなりません。

そのためには、共済組合と事業主である所属所との連携・協働の推進（コラボヘルス）が不可欠であり、計画の実施にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」等の各種法令や「静岡県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程」等を遵守し、適切な措置を講じなければなりません。

今後、共済組合では、所属所と共済組合との連携・協働（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、健診結果等の情報を所属所と共済組合で共有・活用することとなりますので、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 5 項第 3 号に基づき、下記のとおりお知らせいたします。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)

第 23 条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)・(2) 略

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

共同利用の範囲及び責任者

所属所：共済組合事務担当課職員及び健康管理関係職員

(責任者) 所属所長等

共済組合：福祉課厚生係職員

(責任者) 静岡県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程第 3 条及び同規程細則第 2 条に規定する個人情報保護管理者及び個人情報管理補助者

○事業内容及び目的

生活習慣病とは、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因と深く関与している疾患の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常などが該当し、健康寿命の延伸を阻害する要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。

このような生活習慣病の予防等を目的に、以下の保健事業を計画します。

保健事業名	概要	共有情報	項目
(1) 職場環境の整備に向けた取組			
組合と所属所による情報共有会議	所属所と共済組合が連携して、喫煙や食事、運動習慣改善のための整備を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	
組合から所属所への情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を所属所別に提供する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	
(2) 組合員等への意識付け			
組合員等の健康意識向上等を目的とした情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を提供する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	
組合員等の健康意識向上等を目的とした個別性の高い情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を組合員等の状況に合わせて個別に提供する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	
(3) 保健事業における取組			
特定健康診査	生活習慣病リスクの早期発見を目的とした健康診査を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	
特定保健指導	特定健康診査の結果から、特定保健指導の対象者に対する専門職からの保健指導を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	
健診結果及び健康リスク保有者の共有による健診後フォロー	健康診査の結果を用いた専門職による受診勧奨、保健指導等を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	
健診結果に基づく健康リスク保有者に対するセミナー等への参加勧奨	健康診査の結果に基づき抽出した健康リスク保有者に対して、開催するセミナー等への参加勧奨を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	

保健事業名	概要	共有情報	項目
要治療者等に向けた医療機関の受診勧奨	健康診査の結果から、医療機関の受診が必要であるが未受診である者に受診勧奨を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	
重症化予防対策	健康診査の結果から、糖尿病等の重症化の可能性が高い者に専門職からの保健指導を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	
若年層（40歳未満）に向けた肥満対策等の生活習慣病予防	健康診査の結果から、若年層（40歳未満）に向けた生活習慣病に関する情報提供及び専門職からの保健指導を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	
人間ドックの実施と要精密検査者等に対する受診勧奨	生活習慣病の予防を目的とした健康診査及び要精密検査者等に対する受診勧奨を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	
歯科健診の実施と要治療者等に対する受診勧奨	歯周病の発見や歯科口腔衛生の向上を目的とした歯科健康診査及び要治療者等に対する受診勧奨を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	
後発医薬品利用促進	後発医薬品の利用により医療費の削減が可能な者に、差額通知を提供する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	

○さいごに

共有する個人データ（個人情報）は、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ありません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者及び違反者に罰則が課せられます。

また、本事業で取り扱う個人データ（個人情報）には、レセプト（診療報酬明細書：病歴・治療内容等）は含まれません。ただし、レセプトから、生活習慣病の予防対象者の抽出や通院状況の確認に必要な内容（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎臓病等に関する通院や服薬状況）は含みます。

なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、共済組合に申し出てください。ただし、特定健康診査の結果等を医療機関等から共済組合が提供を受けること等、法令により共有するものについては共有を拒否することはできません。